

## 議案第1号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

- 1 事件名 千葉地方裁判所松戸支部令和2年(ワ)第478号損害賠償請求事件
- 2 損害賠償の額 5,330,000円
- 3 事故の概要
  - (1) 事故発生日時 平成28年12月1日午後3時30分頃
  - (2) 事故発生場所 市内中学校校庭
  - (3) 事故の状況 和解の相手方(本件事故の被害者をいう。以下同じ。)を含む複数の生徒が部活動を行っていたところ、部活動の練習として生徒が投げたボールが和解の相手方の左目に直接当たり、傷害を負わせた。
- 4 和解の相手方 市内在住 個人
- 5 和解の要旨
  - (1) 市及びボールを当てた生徒は、相手方に対し、解決金として、連帶して5,330,000円の支払義務があることを認める。
  - (2) 相手方、市及びボールを当てた生徒は、相手方と市との間及び相手方とボールを当てた生徒との間には、本件事故について、和解条項に定めるものほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
  - (3) 相手方は、本件事故を理由とするその余の請求を放棄する。
  - (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。

令和3年10月26日提出

我孫子市長 星野順一郎

#### 提案理由

千葉地方裁判所松戸支部令和2年(ワ)第478号損害賠償請求事件について、同支部から提示された和解案に基づき、損害賠償の額を定め、及び和解するため提案するものです。